

宿泊税の徴収事務について

宿泊税事業者説明会
令和7年8月25日・29日
湯河原町税務収納課

1 宿泊税の概要

湯河原町における宿泊税の概要は、次の表のとおりです。（特別徴収事務の手引きも併せてご覧ください。）

項目	内 容	手引き
課 税 客 体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊等宿泊施設への宿泊行為	P.3
納 税 義 務 者	宿泊者	P.3
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者	P.2
税 額	宿泊者1人1泊につき、宿泊料金50,000円未満 300円 宿泊料金50,000円以上 500円	P.5
課 税 免 除	次のいずれかに該当する宿泊には課税しません (1)年齢12歳未満の者 (2)修学旅行等の宿泊を伴う学校行事 (3)被災者 (4)外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	P.10
徴 収 方 法	特別徴収：宿泊施設が宿泊税を徴収	P.2
申告納入方法	原則、毎月末日までに前月分の宿泊税を施設ごとに申告と納入をお願いします。※一定要件を満たす場合は3箇月毎の特例あり。	P.15

1 宿泊税の概要

宿泊料金について

手引きP.5

宿泊料金は、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して支払うべき金額を含む。）から次の額を除いた金額です。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊戯、施設（客室を除く）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税、入湯税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) ほか1～3に準ずるものとして町長が認めるものに相当する額

飲食を明確に分離できない場合

手引きP.6

飲食に相当する額を明確に分離できない場合の飲食に相当する額は、次の割合を宿泊施設に支払うべき宿泊料金に乗じた額とします。

- (1) 1泊につき朝食が1回提供されるとき・・・・・・・・・・・・・ 宿泊料金の10%
- (2) 1泊につき夕食が1回提供されるとき・・・・・・・・・・・・・ 宿泊料金の40%
- (3) 1泊につき朝食及び夕食がそれぞれ1回提供されるとき・・・・・ 宿泊料金の50%

1 宿泊税の概要

申告納入期限の特例について（令和8年7月1日から申請可能）

手引きP.17

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、次の要件を満たす場合は、町に申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

- (1) 「特例承認申請書」を提出した日（令和8年7月1日から令和9年3月31日までの間に限る。）の属する月の前3箇月間における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が90万円以下であること。
- (2) 条例の施行の日から申請月の前月の末日までの間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (3) 申請月の前12箇月間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (4) 申請月の12箇月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。
- (5) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

※上記要件は、初年度の経過措置によるものです。

1 宿泊税の概要

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

◆適用要件（令和9年4月から）

- ① 申請書を提出した日の属する月(以下「申請月」という。)の前12箇月間(以下「対象期間」という。)における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。
- ② 過去に本特例の承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③ 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと、その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- ④ 対象期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑤ 申請月の12箇月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、湯河原町宿泊税条例第8条第1項の規定による申告をしていること。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 宿泊税事務の流れ

特別徴収義務者の登録

手引きP.12

- ・ 営業を開始しようとする日の前日までに「宿泊税特別徴収義務者申告書」を税務収納課へ提出。（令和7年10月頃に「宿泊税特別徴収義務者申告書」を送付しますので、なるべく早くご提出いただけるようお願いいたします。（すべての宿泊施設の経営者の方が対象です。））



宿泊税の徴収と帳簿等の保存

手引きP.3、22

- ・ 令和8年4月1日以降から宿泊する宿泊者から宿泊税を徴収。
- ・ 帳簿などの書類を保存。



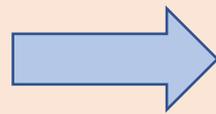
宿泊税の申告・納入

手引きP.15、16

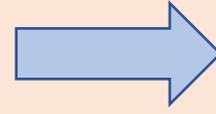
- ・ 「宿泊税納入申告書」を作成し、原則翌月末までに湯河原町税務収納課へ提出。
- ・ 「宿泊税納入済通知書」により金融機関等で納入。



宿泊者
(納税義務者)



宿泊事業者
(特別徴収義務者)



町役場
湯河原町

3 特別徴収義務者に対する助成等

(1) 宿泊税特別徴収交付金（案）

手引きP.26

宿泊税の特別徴収に係る事務負担に報償し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るため、宿泊税の納期内納入実績により、徴収年度の翌年度に特別徴収義務者に対し、特別徴収交付金を交付するものです。



(2) 宿泊税システム整備費等補助金（案）

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に必要な経費の全部又は一部について、予算の範囲内で宿泊税システム整備費等補助金を交付します。



3-1 宿泊税特別徴収交付金(案)について

1 特別徴収交付金の交付対象者等

手引きP.26

次の要件をすべて満たす特別徴収義務者に交付します。

- (1) 宿泊施設を町内に設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行っていること。
- (2) 宿泊税特別徴収義務者申告書を町長に提出していること。
- (3) 湯河原町暴力団排除条例第2条第4号及び第5号に規定する暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に将来にわたっても該当しないこと。

2 交付額

納入期限内に申告及び全額納入をした場合、その宿泊税額の合計額に3%を乗じて得た額を交付します。(100円未満の端数は切り捨て)

3 算定対象期間及び交付時期

算定対象期間は、交付金を受けようとする会計年度(交付金受給年度)の前年度の3月(3月申告納入分)から起算して過去12箇月間(初年度は11箇月分)とし、交付時期は、交付金受給年度の7月頃を予定しています。

3-1 宿泊税特別徴収交付金(案)について

4 申請手続きの流れについて

- 「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出します。（令和7年10月から受付開始予定）システム整備費等補助金共通で、この申告書が提出されていないと交付できません。（申告書様式は、受付開始日が決まりましたら、税務収納課から郵送いたします。）申告書は、なるべく早くご提出ください。ご協力をお願いいたします。



- 令和8年4月1日（水）から宿泊税徴収開始です。「宿泊税納入申告書」を翌月末までに税務収納課に提出してください。
- 納入は、金融機関か地方税ポータルシステム(*eLTAX*)で行うことができます。（*eLTAX*で電子納入の他、電子申告も行うことができます。）
- ※この申告・納入が翌月末までにないと、交付金の計算対象とならないので要注意！
- ※入湯税と違い、紙の申告書は直接税務収納課へ提出してください。



- 翌年「宿泊税特別徴収交付金交付申請書兼請求書」を6月末までに提出します。
- ※税務収納課で、前年分の納期内納入金額を計算し、3%の交付金額を記載した申請書兼請求書を5月末頃郵送予定です。（金額の確認をお願いします。）
- ※申請書兼請求書を提出されたら、あとは振り込みを待つだけです。

3-2 宿泊税システム整備費等補助金(案)について

1 補助金の交付対象者

次の要件をすべて満たす特別徴収義務者に交付します。

- (1) 宿泊施設を町内に設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行っていること。
- (2) 宿泊税特別徴収義務者申告書を町長に提出していること。
- (3) 本町の町税等に滞納がないこと。※
- (4) 湯河原町暴力団排除条例第2条第4号及び第5号に規定する暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に将来にわたっても該当しないこと。

※納付について分割納付などが行われている場合は滞納がないものとみなします。

2 補助金の額（補助率10/10）

- (1) 宿泊税導入に伴って発生する経費で1事業者あたり50万円が上限です。
- (2) 千円未満の端数は切り捨てとなります。

3-2 宿泊税システム整備費等補助金(案)について

3 補助対象経費

- (1) 既存のレジシステム改修及び構築
- (2) ハードウェア及びソフトウェアの購入
- (3) 施設パンフレット、ポスターの修正
- (4) 施設ホームページの修正

※ハードウェアとは、PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器

4 対象外経費

- (1) 国、県及び町並びにこれらに準ずる団体から補助又は助成を受けた経費
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 今後恒久的にかかる使用料や保守料
- (4) 人件費、公債費、交通費、宿泊費、飲食費及びその他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

3-2 宿泊税システム整備費等補助金(案)について

5 申請手続きの流れについて

・「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出します。（令和7年10月から受付開始予定）特別徴収交付金共通で、この申告書が提出されていないと交付できません。
（申告書様式は、受付開始日が決まりましたら、税務収納課から郵送いたします。）
申告書は、なるべく早くご提出ください。ご協力をお願いいたします。

・「システム整備費等補助金交付申請書」を提出します。（申告書提出後令和7年10月頃から受付開始予定、令和8年2月2日までに申請書提出）
※申請時、特に問題ないようであれば補助対象事業の実施に必要な申込手続き等について交付の決定等の前に行うことを妨げません。

・「システム整備費等補助金事業実績報告書」を提出します。（受付期間は、R8年4月1日～6月30日まで）
添付書類・・・補助対象経費明細書、補助対象経費分の領収書等の写し、
補助対象経費の納品書または作業完了報告書等の写し、その他町長が必要と認める書類

町から額の確定通知書が届いたら

・「システム整備費等補助金交付請求書」を確定通知を受けた14日を経過する日又は令和8年7月31日のいずれか早い日までに提出。

4 その他

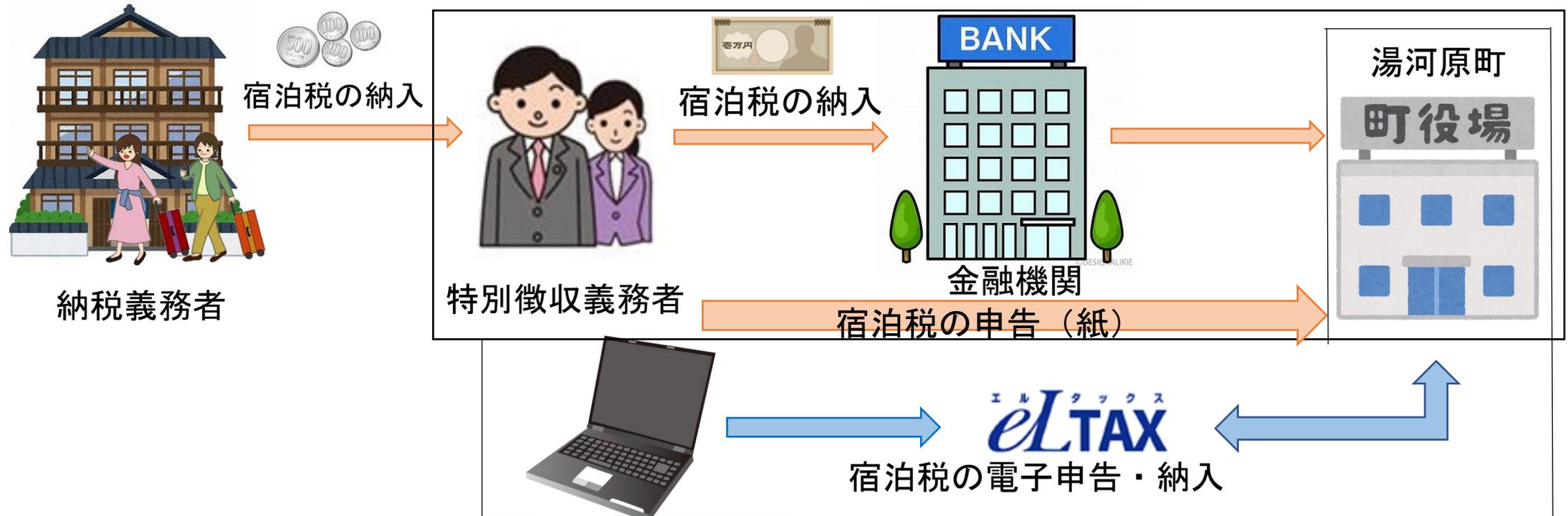
宿泊税の申告・納入には、地方税ポータルシステム(**eLTAX**)が便利です。

役場や金融機関に行かずに、宿泊施設からでも申告・納入をすることができます。

eLTAX を利用して手続きをするためには、**利用者ID**及び**電子証明書**が必要です。

なお、他の税目の手続きで既に**利用者ID**及び**電子証明書**を利用している場合は、同一の**利用者ID**及び**電子証明書**を利用することができます。

現在、宿泊税電子申告の手引きを作成中ですが、詳しくお知りになりたい場合は、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext>)



5 今後の予定

- 令和7年 9月 総務大臣の同意予定
- 令和7年10月 特別徴収義務者の登録開始
- 令和7年10月 システム整備費等補助金申請書の受付開始
- 令和7年10月 宿泊者に対する広報用ポスターやリーフレット等を宿泊施設に配付
- 令和8年3月 申告納入書等書類の配付
- 令和8年4月 宿泊税の徴収開始（4月1日）
- 令和8年4月 システム整備費等補助金実績報告書の提出開始（6月末まで）
- 令和8年5月 月末までに徴収した4月分の宿泊税を申告、納入（6月1日まで）
- 令和8年6月 月末までに徴収した5月分の宿泊税を申告、納入
- 令和8年7月 システム整備費等補助金請求書提出締め切り（7月末まで）
- 令和8年7月 申告納入期限の特例申請書の受付開始

※ 必要に応じて説明会を開催予定